

郷土芸能等提供事業

対象事業	① 学会・大会等事業(大会、会議、学会、セミナー、シンポジウム等) ② 展示会・見本市事業(展示会・見本市) ③ 文化・スポーツイベント等事業(文化・スポーツイベント、講習会) ④ 企業研修等事業(企業等が行う自社又はその関係会社の社員を対象とする研修会、講習会等)												
提供	要件	次の①～⑥のすべてを満たすもの ① 高知県内で開催される中四国大会以上の規模のもの ② 県外参加者のうち、1日当たりの宿泊数が100名以上のもの ③ 興業及び営利を目的としないもの(展示会・見本市事業を除く) ④ 宗教活動又は政治活動を目的としないもの ⑤ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないもの ⑥ コンベンション協会が実施するアンケートに協力すること											
	数	高知県内1日当たりの 宿泊者数	100名～799名	800名以上									
		提供数	1	2									
	内容	① よさこい鳴子踊り(派遣人数6人) ② 土佐の和太鼓(派遣人数1人) ③ 土佐の地酒(5万円相当分) ④ 皿鉢料理(5万円相当分) ⑤ 歓迎看板の設置(県庁前交差点) ・提供数2以上の場合は、①～⑤を組み合わせることが可能。また、①、③、④は、同種のを組み合わせることが可能。 ・全国大会でかつ参加者1,000名以上の場合は、高知龍馬空港・高知駅への歓迎看板設置が可能。											
宿泊者数の 証明方法	実績報告時の県外参加者の宿泊数の証明の要件は以下のとおり ① 「宿泊施設による宿泊人数証明書(第3-2号様式)」で証明する場合は、期間中で最も宿泊者数が多い日とする。 ② 「県外参加者名簿(※1)による宿泊人数証明書(第3-3号様式)」で証明する場合は、次の大会期間に応じた係数を県外参加者数に乗じて算出するものとする。 <table border="1" data-bbox="371 1753 1437 1960"> <thead> <tr> <th>期間 規模</th> <th>1日 (午前中に開始するもの)</th> <th>1日 (12時以降に開始するもの)</th> <th>1泊2日以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際・全国</td> <td rowspan="3">0.5</td> <td rowspan="3">0.3</td> <td rowspan="3">0.7</td> </tr> <tr> <td>西日本</td> </tr> <tr> <td>中四国</td> </tr> </tbody> </table> ※1 県外参加者名簿の必須項目は、㊦氏名、㊧所属先、㊨所属先の都道府県とし、所属先にあたるものがない場合は、住所を市町村名まで記載するものとする。			期間 規模	1日 (午前中に開始するもの)	1日 (12時以降に開始するもの)	1泊2日以上	国際・全国	0.5	0.3	0.7	西日本	中四国
期間 規模	1日 (午前中に開始するもの)	1日 (12時以降に開始するもの)	1泊2日以上										
国際・全国	0.5	0.3	0.7										
西日本													
中四国													

別表2

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。